

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

これまでの過剰な生産と消費が停止状態に陥っています。モノやサービスや資金の流れの停滞に伴い、政治も人の心も着地点の見えない堂々巡りをしているようです。次の経済システムの形が見えるまで、暫く時が必要なようですが、変化は小さなゆらぎから始まります。ゆらぎが感じられるようになるとマインドが動き出します。経営者は、そのゆらぎをいち早く察知して、進むべき道を決めなければなりません。正解のない問いに自分以外の人生を決定するという覚悟をもって向き合わなければいけません。その基準は自分の人生観です。

私の書棚より

○失敗というものは「かけ算のゼロ」のようなものだ。ゼロがひとつでも入っていると、かけ算はすべてゼロになるように、失敗のポイントがあると、他にどんないい条件があっても失敗してしまう。

○成功は失敗と違って、これさえあれば成功するというものではない。成功はいろいろな要素が組み合わさってできあがるものなのである。

「検索はするな」
安田佳生著 サンマーク出版

税務アンテナ

□相続税法では、著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合、その対価と譲渡時の時価の差額を贈与で取得したものとみなすこととしています。これまでも、親族へ不動産を譲渡する場合の時価は、地価公示価格や不動産鑑定評価、近隣の取引事例等により算定していました。

平成 19 年 8 月 23 日、東京地裁は相続税評価額以上ならば著しく低いとは言えないと判断して納税者の主張を認める判決を言い渡しました。今後も個々の事案に応じた時価の判定がされることとなりますが、相続税評価額が時価と判断される事案は多くなると思います。

□交際費は、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係がある者に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいい、定額控除限度額に達するまでの金額の 10%相当額、また定額控除限度額を超える部分の金額はその全額が損金の額に算入されません。

今回の改正では、資本金等が 1 億円以下である法人については、交際費の定額控除限度額が現行の年 400 万円から年 600 万円に引き上げられました。この改正は、平成 21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分から適用されます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

7 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 6 月分の源泉所得税の納付 ○ 特例適用者の 1～6 月分の源泉税の納付
15 日	○ 所得税予定納税の減額申請
31 日	○ 固定資産税（第 2 期分）の納付 ○ 5 月決算法人の確定申告 ○ 所得税予定納税額（第 1 期分）の納付

31 日	○ 11 月決算法人の中間申告（予定申告） ○ 8 月、11 月、22 年 2 月決算法人の消費税中間申告 ○ 7 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	--

今月の贈る言葉『どうにもならないときこそ、人は前進する』 by 浅野忠信